

森田 満樹 Morita Maki 消費生活コンサルタント

(一社)Food Communication Compass代表。厚生労働省・改正食品衛生法に関する懇談会、消費者庁・食品表示一元化検討会委員、機能性表示に関する検討会委員、食品添加物表示に関する検討委員会委員を歴任。

加工食品の原料原産地表示

すべての加工食品に原料原産地表示を

その食品の原産地を知りたいという声をよく聞きます。生鮮食品は「原産地表示」が義務付けられており、売り場で表示されています。

「原料原産地表示」は加工食品の原材料の原産地を示すもので、これまで漬物など一部の食品にしか義務付けられておらず、ハムなど原材料名に「豚肉」とあっても原産地は表示されていませんでした。

消費者庁は2015年4月の食品表示法施行後、消費者基本計画等で求められた原料原産地表示の検討を行いました。2016年の検討会では、消費者意向調査で「食品購入時に原料原産地名の表示を商品選択のために参考にする」と答えた消費者が全体の約77%を占めること、生産者からも国産の原材料を選んでほしいという要望があったことなどから、原則すべての加工食品に原料原産地表示を義務化する新しい原料原産地表示制度が2017年9月に施行されました。^{*1}

最も多く使われた原材料の原産地を表示

すべての加工食品といっても、外食や持ち帰り弁当など対面販売の食品への表示は不要です。とんかつ弁当の豚肉の産地を知りたいと思っても表示されません。また、輸入食品は製造した国を示す「原産国」表示が義務づけられており、対象外です。

表示対象ですが、重量割合上位1位の原料、

つまり最も多く使われた原材料の原産地となります。加工食品は何種類もの原材料が使われていることが多く、2位以降の表示まで義務付けると複雑になってしまうからです。なお、食品事業者が新制度に対応するために準備できるよう、4年半の経過措置期間が設けられ、2022年4月1日から完全義務化となります。

原則は国別重量順だが、例外も — 2つの原則

新制度の表示方法は、とても複雑です。

原則1) 国別重量順表示

原材料が生鮮食品の場合、その原産地をカッコ内に表示します(例1)。原産地が2カ国以上の場合には重量割合の高いものから表示する「国別重量順表示」となります(例2)。国産品の場合には「国産」や一般に知られている地域名を表示できます。

例1

原材料名	豚肉(国産)、…
------	----------

例2

原材料名	豚肉(アメリカ産、鹿児島県産)、…
------	-------------------

原則2) 製造地表示

原材料が加工食品の場合、その食品が製造された「製造地」を表示します。国産品の場合は「国内製造」、輸入品の場合は「○○製造」(○○は原産国名)と表示します(例3)。

なお、原材料を生鮮食品の状態までさかのぼって原産地が判明している場合には、生鮮食品の名称と原産地を表示することもできます(例4)。こちらは原材料の原産地を示します。

例3

原材料名	小麦粉(国内製造)、…
------	-------------

*1 新たな加工食品の原料原産地表示制度に関する情報(消費者庁)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/

例4

原材料名	小麦粉(小麦(国産))、…
------	---------------

一方、加工食品は季節によって原産地が変動する場合があります。その場合、国別重量順表示が困難で、一定の条件のもとで次の3つの例外表示が認められています。

例外1)^{また}「又は表示」

原産地として使用する可能性がある複数の国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です(例5)。過去の使用実績などに基づいて表示していることを併記する必要があります。

例5

原材料名	豚肉(アメリカ産又は国産)、…
------	-----------------

豚肉の産地は昨年度の使用実績順

前述した例2では、アメリカ産と国産の両方が使われていますが、例5ではアメリカ産だけか、国産だけか、混ざって使われているかのどれかの可能性であることを示します。一定期間、例えば昨年度などの使用実績に基づいた可能性表示となります。

例外2)^く「大括り表示」

「又は表示」で3カ国以上の外国の産地の原材料が使われている場合、「輸入」とくくって表示できる「大括り表示」が認められています(例6)。輸入と国産を両方とも使っている場合は、「輸入、国産」などと表示します。この場合は輸入品の合計のほうが国産品の合計よりも重量割合が高いことを意味します。また、原材料が加工品の場合、3カ国以上の製造地をまとめて「大括り表示」で「外国製造」と表示できます(例7)。

例6

原材料名	豚肉(輸入)、…
------	----------

例7

原材料名	りんご果汁(外国製造)、…
------	---------------

例外3)^く「大括り表示+又は表示」

「大括り表示」と「又は表示」を併せたもので、3カ国以上の外国産を使う「輸入」と「国産」を、昨年度実績などに基づいて重量割合の高い順に

「又は」でつなぐ可能性表示です(例8)。

例8

原材料名	豚肉(輸入又は国産)、…
------	--------------

豚肉の産地は昨年度の使用実績順

消費者が本当に知りたい表示？

以上のように、新しい原料原産地表示は消費者にとって分かりやすいものとはいえません。検討会で例外3の「輸入又は国産」という表示が議論されたとき、「世界中かもしれないという意味になり、消費者の知りたい原料原産地表示とはいえません」という意見も聞かれました。

実際、例えば「ちくわ」の原材料の魚肉などは、気候変動の影響である時はA国、B国、C国、ある時は国産と、産地が頻繁に変わります。

また、原則2の製造地表示も、消費者の誤解を招きやすく、例えば「そば粉(国内製造)」とあっても、原材料のそばは中国産かもしれません。製造地表示はあくまでも製造された場所であり、原材料の原産地の表示を指すものではないことを知っておきましょう。

原料原産地表示活用のために消費者啓発を

新しい原料原産地表示は、すべての加工食品に表示を義務づけたためにさまざまな例外が出て、消費者には分かりにくいものとなりました。

一方、事業者側も偽装表示にならないようにさまざまな根拠書類が求められ、対応に苦慮しているようです。これまでも一部の食品に原料原産地表示の制度はありましたが、表示方法は「国別重量順表示」だけでシンプルでした。今後は、原材料の調達状況に応じてさまざまな表示がお目見えすることになりますが、消費者側がそれをどのように読み解くのか。消費者教育など普及啓発の場が増えて、少しでも多くの消費者が新しい原料原産地表示を活用できることを望みます。